

被災された農業関係者の皆様へ

農業機械・ハウス・畜舎等の再建等への支援

(事業名) (県事業名) 被災農業者施設等支援事業
(国事業名) 農地利用効率化等支援交付金
(被災農業者支援タイプ)

■対象経費 農業機械・施設の再建・修繕に要する経費

■事業主体 市町村 (助成対象の農業経営体への間接補助)

■対象者 気象災害等により農業被害を受けた農業者又は農業者が組織する団体。気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者

■補助率 (1)～(3) 3/4以内、(4) 45/100以内、(5)～(7) 6/10以内

■補助対象メニュー

- (1) ハウス等 (園芸施設共済の加入対象) の再建・修繕
- (2) 機械・畜舎等 (園芸施設共済の加入対象以外) の再取得・再建・修繕
- (3) 複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得
- (4) 農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする当該ハウス等の補強
- (5) 被災した施設の解体・運搬・処理等
- (6) 農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理
- (7) 農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等

(問合せ先) 各市町村農業担当課
富山県農業経営課 TEL 076-444-3266

営農再開に向けた支援

(事業名) 持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)

国直接採択事業

(1) 営農再開支援

■対象経費 早期の営農再開や作物転換等に要する掛かり増し経費

生産資材(種子等)の調達、作物残渣や飛散したガラス等の撤去、復旧農地の土づくり、農業機械のリース等

■事業主体 県、市町村、農業者の組織する団体、公社、地域再生協

■補助率 1/2、定額 (撤去等)

(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援

■対象経費 施設の仮復旧、周辺集出荷施設等の活用に係る輸送費 (農作物・種苗等の輸送) 等の取組み

■事業主体 県、市町村、農業者が組織する団体、公社であって、受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体

■補助率 1/2 (仮復旧、上限1千万円/施設)、定額

(問合せ先) 北陸農政局生産振興課 TEL 076-232-4302
富山県農産食品課 TEL 076-444-3283